

## 平成27年度 第3回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成27年11月10日（火） 午後2時00分～2時46分

場 所：まちきた大通ビル庁舎 7階 H会議室

出席者：佐藤会長、岡田副会長、江野委員、堀口委員、稲村委員、坂本委員、  
鈴木委員、伊東委員、三宅委員、石森委員、信田委員、藤田委員、  
平野委員

（事務局）高畑保健福祉部長、高田社会福祉課長、持田社会福祉課総務係長、  
今村課員

欠席者：高橋委員、古畑委員、白幡委員、不破委員、吉田委員、古屋委員、  
志賀委員

### 会議次第

1. 開会

2. 審議事項

北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直しに係る  
答申(案)について

3. その他

## 1. 開会

(事務局)

本日は何かとご多用中のところ、本年度第3回目となります、北見市社会福祉審議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。

それでは開会に先立ち、佐藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

ただ今ご紹介頂きました、社会福祉協議会の佐藤でございます。

本日は、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、27年度第3回目の審議会となります。前回の社会福祉審議会では、辻市長からバス料金助成制度に関する諮問事項の継続についてご挨拶いただき、高齢部会では、さらなる議論を行っていただきました。

本日は高齢部会に取りまとめ頂きました答申案について報告がございませう。委員の皆様には、答申案に対しましてご意見、ご提言等を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、この後の議事進行は、佐藤会長をお願いいたします。

(会長)

それでは、ただ今から平成27年度第3回北見市社会福祉審議会を開会いたします。はじめに、会議の成立及び諸般の報告について、事務局より説明願います。

## 会議の成立

(事務局)

本日の出席委員数は、20人中13人です。高橋委員、古畑委員、白幡委員、不破委員、古屋委員、志賀委員は、所用のため欠席される旨、また、吉田委員は所要のため遅参される旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。

まず、議事次第が1部、次に、答申書(案)と書かれたA4の冊子を1部お手元に配布させていただきました。資料に過不足等があればお申し出いただければと思います。

事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。それでは、お手元の次第に基づき、議事を進めてまいります。本日の議題は1件でございます。

早速、議題としております「北見市高齢者・障がい者に対するバ

バス料金助成制度の見直しに係る答申(案)」についてご審議いただきたいと思ひます。はじめに、高齡部会より答申案についての報告を求めます。

## 2. 審議事項

北見市高齡者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直しに係る答申(案)について

(委員)

高齡部会長の坂本でございます。このほど、本審議会から委任されました北見市高齡者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直しについて答申素案のとりまとめが完了いたしましたので、高齡部会におけるこれまでの議論経過と併せまして、ご報告させていただきます。

はじめに、高齡部会の開催状況についてでございますが、本年6月19日に北見市から本審議会に対し、制度の見直しに関する諮問があり、高齡部会にその答申素案の作成を委任されたところであります。その後、7月8日に第1回の部会を開催し、答申素案のとりまとめが完了した10月29日開催の高齡部会まで都合4回にわたり議論を行ってまいりました。

市からの諮問事項は、大きく2点、具体的には、制度運用上の課題となっております利用者、非利用者間の不均衡の是正についての方策、及び、制度の持続可能性を高めるため、受益者負担を含めた制度設計の見直しに向け、基本的方向性を示すものであります。

このことを踏まえまして、高齡部会の具体的な進め方については、事務局であります市の保健福祉部から、本制度に基づくこれまでの事業実施経過、及び、道内外の他都市における類似事業に関する最新の実施状況などの説明を受けました。そして、部会の委員から最も重視すべきとの指摘がございました、市が実施した市民アンケート調査結果、さらには、地域福祉計画の策定に向けて開催された住民懇談会で出された意見などのデータをもとに議論を深めたところであります。

委員の皆様は、4自治区それぞれの地域の実情に精通され、しかも、民生委員、自治会、高齡者団体、障害者団体などでご活躍されており、それぞれのお立場から率直に意見、提言を頂戴し、さらに、制度の中身、事業費、運用面の細かい点につきましては、事務局である市の保健福祉部との質疑応答を交えながら議論を進めてまいりました。

これらの議論経過を踏まえまして、市民アンケートの調査結果を尊重することを前提とした利用者負担の導入について、部会の委員の皆様から合意が得られたところであります。しかしながら、一方で、バス料金助成制度の対象者である障がいをお持ちの方々には、特段の配慮を行う必要があるとの意見もありましたことから、お手

元の答申書案3ページ下段に記載のとおり、減免を含めた負担軽減策について検討する必要があるとの結論に達したところでございます。

なお、利用者と非利用者間の不均衡の是正については、バス以外の代替手段での対応や、バス路線自体の変更、または現在一部地域で運行されているオンデマンドバスの利活用など様々な選択肢がございますが、この制度の見直しと一線を画した議論の段階になるため、高齢部会では詳細の議論をすることは難しいとの認識で一致したところであります。

ただ今申し上げましたとおり、高齢部会では委員の皆様と議論を重ね、様々なご意見、ご提言をいただきましたが、財政面のみの議論ではなく、本事業の制度、目的、市民の声であるアンケート結果や住民懇談会で出されたご意見を基に、常に利用者の視点に立った制度の見直しを考えていただいたことは非常にありがたいことでありました。高齢部会の委員の皆さんには改めまして感謝申し上げます。

なお、答申案の詳細につきましては事務局より説明いたさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

引き続きまして、私から答申案の詳細について説明させていただきます。

答申書案につきましては、委員の皆様には事前郵送させて頂いておりますが、誠に申し訳ございませんが、本日お配りいたしました答申書案は、事前郵送いたしました答申書案との比較において、一部誤記訂正した部分もございますので、予めご了承賜りたく、お願い申し上げます。具体的な訂正箇所につきましては、1点目は目次を追加させて頂きました。2点目は、6ページの(1)利用者数及び運行委託料の増加の「増加」という言葉を「推移」に変更させて頂きました。3点目は、12ページ(3)住民懇談会で出されたバス料金助成制度に関する主な意見についてとありますが、番号の間違いがございまして、(3)を(4)に訂正しております。お詫びして訂正を申し上げます。

また、答申書案の本論であり、柱の部分であります2ページから4ページに記載した事項につきましては、本文をそのまま読み上げ、その他の部分につきましては、概略の説明とさせて頂きたいと存じます。

それでは、本日配布させて頂きました目次が記載されております答申書案をご覧ください。

表紙をめくって頂きますと、2枚目には、答申書の提出に係る、

北見市社会福祉審議会佐藤会長から北見市長あての、いわゆる鏡文を掲載させて頂きました。

もう1枚めくって頂き、答申書案の目次をご覧ください。右側の数字が記載のページになっております。この答申書全体の構成、いわゆる章立てについてご説明いたします。

序文にあたる、答申にあたってが1ページに、本論にあたる1. 制度見直しの基本的方向性についてが2ページから4ページに、2. 北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の概要が5ページに、6ページから13ページにかけましては、制度の現状についての記載となっておりますが、(1)利用者数及び運行委託料の推移、(2)他都市の状況について、8ページからは(3)市民アンケート調査の結果について、12ページからは(4)住民懇談会で出されたバス料金助成制度に関する主な意見について、都合4項目に分けて記載しております。その次の14ページから、資料といたしまして、本審議会委員名簿、高齢部会委員名簿、諮問事項に係る議論の経緯を記載させて頂きました。全体の章立てにつきましては以上でございます。

1ページの、答申にあたってにお戻りください。ここには、北見市が本審議会に諮問させて頂きましたバス料金助成制度の見直しに係る経緯と諮問に係る事由を記載させて頂きました。本審議会への諮問にあたりましては、先ほど、坂本部会長からも説明がございましたが、持続可能な制度への見直しに係る利用者負担の導入と、利用者・非利用者間で不均衡と指摘されております制度運用上の課題解決に向けた方向性をお示し頂くものです。

続いて2ページから4ページにかけましては、答申書の本論にあたる部分でございますので、少々長くなりますが、本文を読み上げます。

(1) 諮問事項の確認について。平成27年6月19日、北見市から当審議会に対し、北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直しについて諮問があり、当審議会では、制度見直しの議論を効率的円滑的に進めるため、当審議会に設置されている高齢部会に答申素案の策定を委任、事務局である北見市が、バス料金助成制度の見直しに必要な市民アンケート調査や他都市における類似事業の現状などの資料を準備し、市からの諮問事項を踏まえた制度見直しの検討を行ってきた。この間、平成27年9月27日、市長選挙が挙行されたが、新市長から、前市長による諮問事項を継承する見解が示されたことから、制度の見直しについて、議論を継続することが平成27年10月13日に開催された当審議会において了承された。

市では、平成12年6月にバス料金助成制度の導入以来、今日まで、バス料金助成事業に取り組んでいるが、現行の北見市バス乗車証の有効期限が、平成27年3月31日を以て満了となっていたため、本年2月、バス料金助成規則を改正してバス乗車証の有効期限を1年間延長し、本年度中に制度の見直しを完了、28年3月に予定されている北見市バス乗車証の一斉更新を経て、28年度当初から新制度の移行を目指している。

このため、当審議会では、市の意向を受けて、集中的に議論を進めてきた。

市では本制度の導入による様々な事業効果、具体的には、公共交通機関の活用による市民の生活の足の確保、社会参加促進と健康増進、買い物弱者対策、自家用車からバスに転換することによる温室効果ガスの削減、及び交通安全対策などを検証しつつ、これまで市民や市議会などから指摘されている制度運用上の課題解決も図りながら、今後も持続可能な制度として事業継続できるよう制度の見直しについて当審議会に諮問している。

市からの諮問事項は、第一に、本制度の利用者と利用できない方との不均衡感の是正、第二に、自主性・自立性の高い財政運営に向け、本市を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応するため、受益者負担と利用者の視点にたった制度のあり方について見直しを検討することとされている。

当審議会では、市からの二点の諮問事項について、市から提示された市民アンケート調査結果や、他都市における類似事業の現状などを踏まえ、以下のとおり制度見直しの基本的方向性について示すこととした。

(2) 本制度の利用者と利用できない方との不均衡の是正について。本制度は、当初の制度設計が、対象者を70歳以上の高齢者と規定の障害者手帳を持つ障がい者、市内バス路線の利用に限定した制度として開始されており、市内バス路線や最寄のバス停留所が遠隔であるなど、交通不便地に居住する市民は、バス料金助成制度が実質的に利用できない不均衡が存在していた。本制度は、高齢者及び障がい者福祉施策に位置付けられており、バス路線の変更については、運行受託事業者の経営上の問題と深く関わっていることや、地域公共交通体系に係る総合的、体系的な見直しの議論が必要となることから、本審議会では議論することは難しいと考えているが、不均衡の是正については、行政サービスの公平性の観点から解決を図るべき重要課題であると認識している。

また、市民アンケート調査の結果などから、受益者負担の考え方を導入することにより、助成制度を利用できない市民の不公平感を一定程度緩和できるものと考えられ、バス乗車証交付に係る事務経費を含め、利用負担がすべて無料としている自治体が道内においては、北見市を除き、根室市と士別市のみに留まっていることから、制度の持続可能性を確保するためにも利用者に一部負担を求めていくことが必要であると認識している。

(3) 受益者負担の考え方と利用者の視点に立った制度の見直しについて。本制度は、当初の高齢者・障がい者の自立と社会参加を促進するという事業目的を含め、直近のアンケート結果によると、利用目的の上位が、通院と買い物、行政手続きや中心市街地への移動となっていることから、社会的弱者である高齢者や障がい者の日々の生活の移動手段として定着しており、利用者の経済的負担の軽減や買い物弱者対策など、安定した日常生活を送るため、重要な役割を果たしていることが明らかになった。

しかしながら、市を取り巻く厳しい財政制約を背景として、本制度の維持継続のために、毎年多額の市税が事業費として拠出されており、今後も持続可能な制度の見直しは喫緊の課題となっている。

事業費確保の重要性は認識しつつも、社会的弱者である利用者の視点に立ち、市民アンケート調査結果などに寄せられた意見等を尊重し、受益者負担については、過度な負担にならないよう十分配慮すべきものとする。

なかでも、利用者のおよそ25%は障がい者であることが推計されるため、障がい者の就労支援や社会参加促進、安定した日常生活が損なわれないよう、減免などを含めた負担軽減策についての対応を行う必要があると考える。

(4) 現行制度における利用対象者の要件に関する議論について。

①高齢者の年齢要件について。他都市における類似制度の調査結果から、北見市と同様に、70歳以上を対象としている自治体が大半を占めており、年齢要件として利用者に定着していることから、これまでどおり70歳以上とすることが望ましいと考える。

②利用者の利便性に配慮したバス料金助成方式について。他都市における類似制度の調査結果から、バス料金助成方式は、割引回数券・割引優待券方式、優待乗車証方式、割引優待乗車証方式の3種類に類型化できる。このうち北見市では、平成12年

の制度化当初から、降車の際、乗務員にバス乗車証を提示して利用できる優待乗車証方式を採用しており、運賃を支払う手間や回数券を確認する煩雑さを伴わないことから、利用者に定着しており、この方式を継続することが望ましいと考える。

③バス乗車証の有効期限について。アンケート調査結果から、有効期限は現行の3年とする回答が大多数を占めていることから、利用者の混乱を招かないためにも引き続き、3年とすることが望ましいと考える。

続きまして5ページには、本制度の概要をお示ししております。この中で、(6)には、制度の主な変遷について記載いたしました。

6ページをご覧ください。(1)では、バス料金助成制度の現状のうち、利用者数及び運行委託料の推移について、年度別に表でお示しいたしました。(2)は、他都市の状況についてであります。前回第2回の本審議会に提出いたしました資料の主要な事項を抜粋してお示しさせていただきました。

8ページから11ページまでは、同じく第2回の本審議会に提出いたしました市民アンケート調査結果のうち、主要項目を同じく抜粋したかたちで、①のバスの利用目的及び利用頻度から、11ページの⑤バス料金助成制度全般についての意識までお示ししております。

続く12ページから13ページには、住民懇談会で出された主な意見について掲載しております。これにつきましては、本審議会に報告するのは初めてになりますが、現在社会福祉課では、平成28年度から32年度までを計画期間とする第3期の北見市地域福祉計画の策定作業を行っており、本年7月から8月まで、住民の皆様から広く地域福祉の推進に係る現状と課題の掘り起こしを行ったもので、様々な意見、要望、提言が寄せられました。関係者のみならず、一般の市民の皆様から、バス料金助成制度に関する意見が多数、出されていたため、①バス停から住まいが遠く利用したくてもできないという不公平感、②利用者負担について、13ページには③バス料金助成制度継続に関するご意見、④の他の意見の①から④に分けて記載いたしました。

14ページから16ページは、先ほど説明いたしました資料となっております。

以上で、説明を終わります。

(会長)

ただ今、高齢部会からの答申案の報告と、事務局からの説明をいただいたところでございますが、高齢部会での協議の結果として出されましたこの答申案の取扱いにつきましては、皆様からのご意見



があれば、修正できるところは修正しながら、もし意見がない場合はこのままの形で、本審議会の答申としてまとめていきたいと考えているところでございますが、このような運び方でよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

(会長) ありがとうございます。それでは、先ほど高齢部会及び事務局より説明がありました答申案の内容について、皆様からご質問、ご意見等はございませんか。

(委員) 答申書案の流れについては素晴らしいと思いますが、4ページの(4)の②利用者の利便性に配慮したバス料金助成方式についての中で、割引回数券・割引優待券方式、優待乗車証方式、割引優待乗車証方式の3種類があると記載されておりますが、この3種類の方式が良くわからないというのが1点と、2点目が、北見市では平成12年の制度化当初からこの方式を利用しており、この方式を継続することが望ましいという記載がありますが、ここだけを読みますと、今まで通りで良いという様に解釈しておりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

(事務局) わかりにくい記載となっておりますし訳ございません。  
7ページの表をご覧ください。まず、優待乗車証方式というのは、当市も採用させていただいておりますが、バスを利用する際にバス乗車証を乗務員に提示する方式で、運賃が無料の助成方式となっております。次に、割引優待乗車証方式というのは、バス乗車証を提示しながら、一定程度の運賃を支払うという方式で、例えば、通常の運賃が210円のところ、バス乗車証を持っていれば100円で乗ることができるという方式です。最後に、割引回数券・割引優待券方式ですが、近隣では網走市が採用しており、いわゆるチケットで助成する方式で、数枚のチケットの綴りを割り引かれた運賃で購入、または交付するという方式です。

当市におきましては、優待乗車証方式で、いわゆる無料の乗車証方式を採用しているため、利用者が硬貨を入れるというのは煩雑であるというような状況もございますので、これまで通り優待乗車証方式を継続することが望ましいという記載となっております。

(委員) 3ページに記載をさせていただいておりますが、下から5行目に「受益者負担については、過度な負担にならないよう十分配慮すべ

きでものとする。」とあり、部会としては、受益者負担を求めますという考え方でございます。ただ、受益者負担を求めるとき、その方式は、毎回乗車の度に支払うという方式ではなく、これまで通り優待乗車証方式を採用して対応していただきたいという内容となっております。

(委員) これまでの制度と全く同じではなく、バス乗車証の使い方は今まで通りで、受益者負担は別に求めますという意味でしょうか。そうであれば、この文言のままではそのように読み取ることができないと思います。

日本語の問題になってしまいますが、乗車証の利用方式の記載であることがわかるように、一つ説明を加えた方が良いでしょう。そうでないと、これまでの制度と全く同じであるというように読めないこともないと思います。

(事務局) 紛らわしい記載の仕方をしてしまい申し訳ありません。訂正させていただきますと思います。

(委員) 提案ですが、文言を訂正の上、この場で表現の仕方について事務局よりご説明をいただいて、委員の皆様の承認を得てご決定をいただいた方がよろしいのではないかと思います。一度休憩をしていただいてもよろしいので。

(会長) それでは、少しの間、事務局に表現の仕方を検討していただければと思います。

— 午後2時32分 休憩 —

— 午後2時38分 再開 —

(事務局) 大変お待たせいたしました。それでは、4ページ(4)の②の文言整理ですが、まず表題を、「利便性に配慮した利用方式について」とし、本文冒頭の「他都市における類似制度の調査結果から、バス料金助成方式は、割引回数券・割引優待券方式、優待乗車証方式、割引優待乗車証方式の3種類に類型化できる。このうち北見市では、」を削除し、「平成12年の制度化当初から、降車の際、乗務員にバス乗車証を提示して利用できる優待乗車証方式を採用し、利用者に定着していることから、この方式を継続することが望ましいと考える。」という文言でよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

(会長) その他にご意見等はございませんか。

－ 意見等なし －

(会長) この答申案につきましては、基本的な方向性について答申するというので、それぞれの具体策につきましては、答申の内容に盛り込まないという考え方ですが、この答申を受けて、どのように具体的な政策としていくのかというのは、行政、市長の判断になると思います。

それでは、ご意見等が無い様でございますので、高齢部会から出していただきました答申書案を、この審議会の答申とするということで、先ほどご意見のありました部分については、再整理をいたしまして、その結果を答申書とするということで取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

－ 異議なし －

(会長) ありがとうございます。高齢部会におきまして、坂本部会長をはじめ、委員の皆様には4回にわたり、慎重にご審議いただきました。その結果、このような答申をさせていただくことになりました。大変お忙しい中をありがとうございました。

なお、ただ今ここで了承されました答申につきましては、この後、市の方と日程調整をし、直ちに市長へ答申させていただきたいと考えております。答申にあたりましては、誠に勝手ですが、私と岡田副会長の、正副会長二人で答申させていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

－ 異議なし －

(会長) それでは、責任を持って市長へ答申させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

本日予定しておりました議事は、以上をもちまして全て終了いたしました。全体を通して、委員の皆様からご意見、ご質問等はありませんか。

－ 意見等なし －

(会長) それでは、次第の3. その他について、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務局) ありません。

閉会

(会長) それでは、当審議会でも数回にわたって議論をさせていただきました。この諮問事項につきましては、ただ今の協議のような答申内容で、北見市長へ答申するという結論となりました。数回にわたりご審議を賜りましてありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

以上を持ちまして、「平成27年度 第3回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。

— 終了 午後2時46分 —